

## 第4回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、第4回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。  
私は、学校支援課の池辺と申します。

なお、本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えておりますので、開催の定足数を満たしております。

また、一般傍聴者1名、報道関係者2名が本日の会議を傍聴されています。

それでは、本日は柳生会長が欠席のため、以降の議事進行は金子副会長にお願いいたします。

### ○金子副会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず協議に入る前なのですが、会議の公開についてお諮りをしたいと思います。  
本日の会議のうち、次第の2ですが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項については、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあるため、非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 賛成過半数 —

### ○金子副会長

はい、ありがとうございました。過半数の賛成が認められましたので、次第の2については非公開としたいと思います。

## 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

### ○金子副会長

それでは、次第の1、「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項」ですが、前回に引き続き、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について」、協議をしていきたいと思っております。事務局が作成した資料を使用しながら議論を進めていきたいと思っておりますので、まず資料について、事務局の方から説明の方、お願いいたします。

— 事務局から説明 —

### ○金子副会長

今日の進めていく内容を拝見しますと、これまでの議論、それから、今後の課題ということに分かれておりますので、最初にこれまでの議論のところできちんとまとめたいということで、まずここで説明の方を終わりにしていただきました。まずこれまでの議論について改めてご覧になっていただいて、どうでしょうか。時間を取りたいと思っております。少し内容が違ったのではないかと、あるいはもう少し

この点だったのではないかというご意見があればお伺いしたいと思います。

### ○小池委員

では1点お願いします。同意の主体の方ですけれども、二つ目のポチ、保護者の同意のみでも公表は可能と書かれているのですけれども、これは法的には可能というところなのですけれども、教育、福祉、心理、医療、それぞれの専門家の観点でこれでいいのかというのはここで議論していただかなければいけないかなと思います。

### ○金子副会長

それぞれのお立場でどうでしょうか。この書きぶりについてといたしますかね。お願いしますと思います。

### ○永田委員

教育の分野から申し上げますと、やはり、ポチの一つ上の被害児童生徒及び保護者との同意が基本の方に重点が置かれて、作成者と被害者の本人・保護者との対話がものすごく重要と考えるので、保護者の同意でも公表可能と大きく出てしまうと、保護者だけでもいいのだということになってしまわないかなというのが心配ですので、被害の本人・保護者との対話が一番ということにしていただきたいと思っています。

### ○金子副会長

改めて、ただしというか、ただし書きを入れたというときの裏付けといたしますか、その時の内容について、もし事務局の方からご説明等があれば確認したいと思うのですが。

### ○事務局

「ただし」は特に意味はないのですけれども、今の話で言うと、法的には可能ということをごここに入れれば通用するのかなという気はするのですが、確かに様々な観点から見た場合にはいろいろご意見あるかと思うのですけれども、この保護者の同意のみでも公表が可能ということが、もしかするとあまりにもクローズアップされて支障があるということであれば、法的には可能というような形で、例えば最終的な答申案に盛り込むとかそういう形もあるのかなというふうには事務局としては思っているのですが。

### ○金子副会長

ということですね。いかがでしょうか。

### ○佐藤みのり委員

あえて法的には可能みたいなものを入れなくても、この公表の位置づけのところでもいろいろな事情を考慮してというふうに出ていると思います。被害児童の年齢とか、事案の内容とか性質とか、そういうものによって柔軟に判断していかなければいけないところなのかなと思うので、もし保護者と子どもの意見が食い違っているようなケースを考慮しても、ここの部分をあえて入れなくてもよいのかなと。また、法的に可能というのは書かなくても法的に可能だと思うので、あえて出さなく

てもいいのかなというふうにちょっと思いました。

### ○小池委員

同じことになるのですけれども、先ほどの永田委員のお話の趣旨からすれば、この黒ポチ三つありますけれども、一つ目のポチを基本とありますけれども、これを例えば原則と書いて、あとは、今、佐藤みのり委員がおっしゃったように、例外的な事情をそれぞれの個別的要素を踏まえて考えるということになりますので、原則論だけ書いて、例外は、書くか書かないか。先ほどの佐藤委員の趣旨からすれば、上の方で考慮されているとも言えるし、あえて書くのであれば、児童生徒が小学校低学年の場合には、保護者の意向を優先で考えていいのだろうけれど、ゆくゆくは成人した高校生というのが出現して参りますので、そうすると今度は保護者の意向をそもそも入れているのかとか、かなり複雑な話になってくるので、原則形態だけ書いておきましょうか。

### ○大滝委員

一応医療の立場で言えば、年齢によるし、それから事態の深刻さにもよると思うので、ちょっと何とも言えないですけれども、ただ教育の立場に近くて、どちらかというと、お子さんの意向の方を優先するようなニュアンスは医療側としてはありません。でも、今、小池委員の言われたような形で、原則だけ書いて、ただ柔軟にケースによっては公表の仕方を考えるというのはどこかに一文入っていれば対応できるかなと思いました。

### ○小林委員

教育の部分からというところで、主に小中学生のところになるかと思うのですけれども、小中学生は原則はすべて保護者の方のところに戻ることが多いので、法律の部分と一緒に思うのですけれども、皆さんがおっしゃるように、事態によってとか案件によってはやはり子どものその後の成長というか、その部分を見たときに、本当に保護者だけのご意見で公表するべきなのかどうかというところも考えなければいけないところかと思しますので、皆様がおっしゃったように、上の部分の保護者と児童生徒の同意が原則であるとか、三番目の子どもの意見を尊重しなければいけないケースというところを大切にしていきたいなと思います。

### ○大谷委員

福祉分野の点で一応考えましても、小池委員が言われたように、やはり基本原則という形にさせていただくということは私もしっくりくるなというふうに思いました。二番目のポチのところはかなりクローズアップされてしまうというふうな見方になると、やっぱり危険性はあるかなというふうに思いましたが、きちんと三番目のところで、尊重するということが書かれているということであれば、基本的には問題ないかなというふうに思っております。

### ○瀬高委員

基本、皆さんのおっしゃる通りなのですけれども、三ポチ目は二ポチ目と連動するのですよね。その場合の「その」というのは保護者の同意のみで行く場合の「その」を意味するので、二番目が消えると三番目も消えるので、その趣旨からすると三ポチ目を一ポチ目に溶け込ませる、盛り込ませるような記述の方が妥当なのかなとは

思います。それから、先ほど小池委員からあったように、平成34年ですか、民法の一部改正は確か。その時にはまたちょっと見直さないといけないのでしょうか、それに伴って。18歳成人の施行になる時には。やはり小林委員もおっしゃっており、その後、ご本人が学齢に応じて想定できるかどうかというのが、被害児童生徒さんが学齢に応じて公表されることによってその後自分がどうなるのだろうかということ想像が至るかどうかというのはとても大切な要素なのだろうなというふうには思っております。それを踏まえて、三ポチ目は大切にしたい方いいと思います。このままだと三ポチ目が消えていく理屈になるのかなと思いますので。

### ○静井委員

保護者の同意のみでも公表は可能の同意を得るときに、リスクの説明をする必要があると思うのですが、それはされているというか。当事者は今自分が置かれている立場をさっき言われたように分かっていなくて、今しか見てない場合があるのだけれども、子どもにとっては一生の事なので、この先こういうリスクがあるよ、今、公表するとこういうことがあるよというのを親御さんにもきちんと伝える必要があるのかなと思います。

### ○金子副会長

公表の上での配慮ということですね。

皆さんの意見が大体こう出たと思うのですが、同意の主体という言い方の中で、被害の児童生徒及び保護者ということですので、被害児童生徒の方の意向、考え、思いと同じように保護者の方もということで、やっぱり両者の方、大事に行ってくださいということで、あえて保護者の同意のみでも公表可能とこう出してしまうと、ちょっと違うニュアンスで伝わってしまうのではないかというご意見が多かったというふうに思いますので、またご検討いただければというふうに思います。

その他についていかがでしょうか。

それでは二番目、今後の課題の方に移りたいと思いますが、ご説明の方、お願いいたします。

### — 事務局から説明 —

### ○金子副会長

分かりました。それでは、(1)の内容が大きく関わってきますので、まずその(1)、公表版の作成主体のところについて、ここで皆さん方のご意見等を伺いたいと思います。フリートークで行いますのでどうぞよろしく願いいたします。

### ○佐藤みのり委員

公表は学校設置者である教育委員会が行うということなので、基本的には調査の結果を見て公表版を教育委員会が実質的には多分書くことになると思いますが、ただその内容が十分に反映されているのかどうかというのをチェックする意味でも、調査会が内容を確認する。そして、公表自体は学校設置者が行うというのが基本的なやり方になるのかなとは思っています。ただ、実際に被害者に会ってそれを渡すとき、公表版を見せるときに、調査会と一緒に立ち会うかどうかというところは、ちょっと皆さんの意見も聞きたいなというふうに思うところです。

## ○小池委員

今、佐藤みのり委員のお話にもあったとおり、実際の作成していく手順というのを踏まえて考えていくと、どっちかにパーンと割り切れるものではなく、調査会と設置者側との役割分担ということにはなってくるのかなというふうには思います。その上で、どんな形になっていくのかなというのを考えるのですけれども、まずそもそも調査報告書そのものが調査委員会の権限において作成するわけなのだけれども、これがそもそもの話として、被害者側が公表していいものなのですよ、そもそもの問題として。ということは、調査報告書そのものが危なっかしいものができるかということ、そもそもそういうものは作るわけにはいかない要素があると。当然のことながら、どんな被害を受けたのか、訳の分からないものを拵えてもいけないのだけれども、さすがに考え方によって違うのかもしれないのですが、個人名を挙げたような調査報告書とか、基本的に固有名詞は避けるという形で危なっかしい要素を取り除いた調査報告書を作ることになるところが、まず、前提として存在するのかなと思います。被害者が公表し得る、基本的に公表してよいものということになるかと思しますので。そういうものが作られているということを前提にすると、そもそもそんなにその後の作業が複雑になるかといったら、そんなに複雑なことにはならず、一応の案ができ上がりましたと。それを公表版にしようと思ったら、まずは、あとに出てくる情報公開の条例との絡みもありますから、調査報告書の中で、条例に則ってここは伏せた方がいいというものを事務局の方で抜いていただく。次に今度は被害生徒さんの側に見せて、被害生徒さんの方でどこを抜いてほしいかという作業になるのかなと思います。それが単純に抜くという作業ではなくて、表現の変更とかいうことになるといういろいろ協議しなければいけないことも出てくるのかなと思うのだけれども、基本は、ベースにある調査報告書から抜く作業ということになってくるのかなと思いますので、そうすると、でき上がりました、事務局が抜く作業をしました、次に被害児童生徒さんの方から抜く作業をしてもらうのだけれども、それにどちらが立ち会うかということになるかな。そこで抜く作業をして基本的に公表版の形ができ上がるという流れになり、それをもし抜く作業を事務局の方でしていただくとするのであれば、最終的に調査会の方に返していただいて、こういう形でどうかというふうに協議していただいてみたいな、そんな流れで公表案ができ上がるということになるのかなと思うのですけれども。従って、話を戻すと、どちらが主体ということではなしに、おそらく被害児童生徒さんの声を聞くのが、どちらが聞くのかぐらいの議論かなという気もするのですけれども。

## ○大滝委員

私、前回までは調査会を主体とする方向でいくべきだと思っていたのですけれども、やはり事例を重ねてなかなかご家族の同意を得られにくいケースが実際には多々あるということが分かってくると、第三者委員会のレポートをまとめた上で、なおかつ、公表版までご家族と話をしながら作っていくという作業ではずっといつまでもたっても終わらなくなってしまう可能性があるのです、どちらかということ、きちんとした第三者委員会の調査票、調査レポートをまとめるところをもって調査会の機能をほぼ終了にしていった方がいいのかなというふうに少し考えが変わってきました。となると、その後についてはやはり一回教育委員会にお任せするというか、お返しして適切な公表方法を検討していただくという方が現実的かなとは思っています。というのは調査会のメンバーは基本個人名を全部出していますから、ずっとこれを出していくところまで話をしていくと、いつまでも例えば調査会の各

委員のところに連絡が入るとか、そういったような可能性もかなり考えられるので、調査会はやはりレポートをまとめるというところまでで一つのまとまりにした方がいいかなというふうに、これ前回までの私の立ち位置とちょっと違うので、大変申し訳ないのですけれども、やはりそういった経験を重ねていくうちに少しく、そういったニュアンスが変わってきて今日お話しています。

## ○大谷委員

今までお話しいただいたとおり、もともとあの公表版の前にはきちんと話し合った結果というものが当然出る話になるかと思しますので、その公表版についての作成の主体についてやはり教育委員会さんの方でやっていただいて、それに対しても当然、我々の方に再度確認ということが生じるかと思しますので、そこで最終確認をするというところの流れがよろしいのではないかなというふうに思いました。被害者の方との話というところにつきましては、正直ちょっとまだ考えがまとまりません。調査会でやったほうがいいのではないかという思いもまだありますし、ただ一方で、大滝委員の言われたように、やはり様々なケースが想定されるかなというふうに思しますので、そういった場合は、まずは教育委員会がきちんと説明した中でさらにそこに対して議論が必要なものについては、再度、こちらの方へ返していただいて、検討を重ねるというような流れでもよろしいのではないかなというふうには思いました。

## ○金子副会長

いかがでしょうか。この場ですぐどちらにしましょうかということを決めるわけではありませんので、どうぞお立場でこう思いますというご意見を仰っていただければ結構ですので、お願いいたします。

## ○永田委員

半分ちょっと質問のような形になってしまうのですけれども、その同意の主体、調査報告書が出た時点で公表版を作りますということに被害児童も保護者の方も同意しますということで、作成はどちらも教育委員会と調査会が一緒になって作る、それでその作る過程で、同意が崩れていく、これだったら公表には同意できないとかいう概要版が出てくる可能性もあるのかなとかもちょっと今考えたりして、いよいよ公表版ができたところでやっぱり公表したくないという、その同意をどこかでずっと取り続けていく必要はあると思うのですけれども、なのですごくそれこそ煩雑な作業になっていくかな、なので同意をどこで取っていくか、話し合いはものすごく大事なのですけれども、同意の上で公表するという事なので、進めていく中でどの時点で同意を取っていくのかなというのがちょっと私の中では疑問になっています。

## ○金子副会長

その点については、何か、いかがでしょうか。

## ○事務局

いろいろなケースが確かに考えられると思います。それで、中にはそもそも調査報告書自体の認知というか、調査報告書自体が内容的に求めるものが盛り込まれていないというようなことも考えられるので、そういった中で公表版をどうやって作っ

ていくかという問題もあるとは思いますが。なので、同意をどこまで取るかというのは確かに努力義務であると思うのですけれども、一定のところ、私どもの方で作ったものを調査会の方にお示しして、調査会の方で、これは要するに、事務局として作ったものが恣意的な表現に変えたりとか、あるいは事実誤認があったりとか、そういったことを確認していただいて、それでゴーサインかなというふうに思ったりはしております。

### ○金子副会長

先ほど佐藤みのり委員からも公表版について、被害者への説明というかな、それも、どういうふうにするのでしょうかというような質問があったと思うのですが、それについては何かあるのでしょうか。公表版の説明。

### ○事務局

事務局としては、やはりその調査報告書がある程度でき上がった、それを基に、公表版まで作成をして、最終的に調査報告書をお示しするときに、公表版としてはこういうものですがという形が一番望ましいと思っています。

### ○金子副会長

事務の流れでお考えということですね。いかがでしょうか。

### ○瀬高委員

私、勘違いしてしまっていて、そもそも、公表ということに同意が全くないのならば、公表版は作らないのかな、概要版は作らないのかなというふうには認識はしていません。概要版だろうが、すべてその調査報告書そのものであっても、公にされることは、もう一切当初からまっぴらごめんという方だっておられるわけで、もうこれで終わりにしてくれというような場合にも概要版というか公表前提の概要版というのが作成されることになる訳ですか。

### ○事務局

そういう議論だと私は思っていました。全く公表を望まない場合でも公表するのだと。その議論をしてきたのではないのでしょうか。

### ○小池委員

公表についての同意というのは、話をしていく中で変わり得るものだとむしろ思っておいた方がいいのかなと。当初は望んでいなかったけれども、報告書を見て、最終的な報告書を見るタイミングが公表版を見るタイミングと同じだとするならば、どんな報告が上がってくるのかも、中間報告は受けているにしろあまり見当がつかない状況ですから、見当がつかない状況で、いや公表してくれるなど言っただけで、見たら考え方が変わるということもあり得るかと思いますので、まずは、作成中にどのような意見を持っておられるにしても、両方作っていただいて、見ていただくと。そこで同意が得られればその方向で進めるのだけれども、最終的に公表される瞬間までは、それはいつまた翻意されるかというのは、案外変えられるということもあり得るところかと思いますので、あまりぎりぎりだと、技術的に不可能かもしれませんが、途中で同意の撤回というのもあり得るぐらいの頭でいた方がいいのかなというふうには思います。同意がいつ必要かという観点では、もう

一回まとめて言うならば、作って欲しくないと言っている場合でもまずは作っておいて見てもらおうと。それで、その上で判断してもらおうと。その判断はもしかしたら途中で変わるかもしれないけれど、その判断の変更というのは、技術的に可能な限り尊重できるような仕組みにしようと、そんな具合でいいのではないかと思います。

## ○事務局

事務局から確認したいのですが、これまで重ねてきた議論というのは、今小池先生がおっしゃった逆のパターンもあると思います。すなわち、作ってきて公表を望んでいたのだけれども、直前になって望まない。ただし、それでもやはり重大事態があったということは公表すべきだという前提のもとで今議論が進んでいるというふうに我々は思っていたのですが、そうではないのでしょうか。何らかの形で公表版概要版を作成すると。被害者側が全く望まないとしても、公表するのだというふうに、我々が資料を作って今まで議論してきたつもりなのですが、その前提が全く違ってしまふといけませんので、確認したいのですが。

## ○金子副会長

そうですね。とても大事なところですね。

## ○佐藤みのり委員

調査報告書の中には、個人のところと関係ない学校の対応とか、教育委員会の対応の是非というところがあると思います。それに関しては、私も今先ほど申し上げたように、被害者の同意やその保護者の同意と関係なく、事後のために出してよいのではないかなというふうには思っています。そういうことも踏まえて、今までの議論を考えてみると、最初に公表版を教育委員会やこちらに返しながらかう作ったものがあつたとして、先ほど小池委員がおっしゃったように、いらぬところを削除していく形になると思います。それで、プライバシーに関係あるところを事務局の方でまず削って、それを被害者に確認するときに私たちが立ち会うか等のところはまた別にして、被害者に確認してもらったときに、私たちは、公表は望まないというふうに、もしおっしゃって、その個人に関係する部分、事実の部分ですが、その部分を全部その被害者が嫌だと言ったら、その部分は公表しない方向になるのかもしれないけれども、学校の対応とか、本人に全く誰だかわからないようなところに関しては、確認して特段の支障がなければ公表するという方向なのかな、というふうには思っています。

## ○小池委員

私の今持っている意見としては、被害者に関係する事実とは全く無縁の提言部分については、同意がなくても公表してよいのではと思っています。ただ、ここでの議論がそこまで詰めて議論していたかっていうと、必ずしもそうでもなかったかもしれない。ここでまとめの中にも載ってきてはいないのですけれども、横浜市のように同意がなくてもここは載せますよとルールとして明確化しているところはありますけれども、ここでの議論はそこまではっきりしたところまではまだ話し合っていなかったように私は記憶しています。県の現状からするならば、これまでの報告書の取り扱いからするならば、そもそも望まないとおっしゃられたケースでは全然公表していないと思いますし、もしも提言部分だけでも原則公開ということにな

ると、今までの運用を大きく変えることになるかと思いますので、明確に結論を出しておいたほうが良いところかなと思います。

### ○佐藤みのり委員

私も小池委員と同じで、議論の中で確か話題には出たと思います。同意がない場合に公表していない自治体も確か資料の中で出てきたと思うので、どうしますかというところまでは確か話が出ていたのですが、実際に結論として、同意がなくても、公表する部分を作るのかどうかというところは曖昧になっていたかと思うので、よく話し合った方がよいのかなというふうに思います。

### ○大滝委員

すごく極端な話になるのですがけれども、第三者委員会がレポートを書いて、その内容がとても納得できないと。だから一切公表はしないで欲しいと。ただ自分たちとしてはこんなことがあったのだからこういうことを主張したいということを行ったときに、第三者委員会も何も言えないし、個人情報の問題があるので、学校現場だとか、教育委員会がその個人に関しての情報を流すということはちょっと考えられないということになると、第三者委員会できちんとしたジャッジがなされたにもかかわらず、それがなかったかのように、また話が戻ってしまうというような危険なことが、この委員会ではないと思うのですがけれども、他市の事例を見ると、ちょっとあるような気がして、本当に教育とその利用者さんというか、児童生徒さんたちが、そういった関係性だけでいいのかどうか。やはりいじめられた子を守ることも大事だけれども、学校現場でどんなことが起きているかをちゃんと明確に話をしていくということもすごく重要なことなのではないかと思うのですよね。だから、何のために第三者委員会を作ったのかというと、ここに書いてあるように第三者が正確性や信頼性を担保するとか社会的な評価を得るとかというふうな目的があるとすると、やはりいじめられたとされるお子さんたちの同意の問題だけで、この第三者委員会の概要版というか公正な外への表出が全部できないとなると、やはりそれはそれで問題なのではないかなというふうに私は思っています。ちょっとこう話が広がった感じにはなりませんけれども。

### ○金子委員

部分の問題であって全体ではないということですよ。部分の公表の仕方を配慮すべきだと。全体一切公表しないということではないと。

### ○大滝委員

だから提言という部分だけではなくて、こんな問題はどんなふうに見たかというところも、一部はやはり公表してもよいのではないかと私は思いました。つまり、個人に関わるところは全部だめとなって学校に対する提言だけが出せるとなると、こんなことがあったから、では学校はこうなさい、ああしなさいと第三者委員会が言ったということになってしまって、本当に全体像が見える公表版になり得るのかどうかということで、私としてはちょっと心配しています。すごく議論が大きすぎるし、しかもちょっと難しいところになるので、要するに第三者委員会は何のためにあるのか、誰のためのものかというところにもちょっと関わってくると思うのですがけれども。

## ○大谷委員

ちょっと混乱しているので、どなたかに教えていただきたいのですが、今お話しいただいた中で、当然その特段の支障がなければ公表を行うという中で、私も小池委員が言われたように、被害者側の当事者ないしご家族の気持ちの揺らぎというのはやはり著しいかと思うのですね。なので、直前まで公表しないでくれと言っていたものが公表して欲しいというふうな気持ちの移り変わりがあるのは当たり前かと思えますので、作成するまでの手順については、公表版も含めてやはり作成すべきだろうというふうには思いました。ただ当事者との同意がない中で公表するという話の中で、大滝委員が言われたようにやはりこの2番目のところの公表の意義のところを私も読めば読むほど、当然今後の教訓であったりとか、様々な再発防止というところの観点からすれば、公表する必要性というのは十分意義があるだろうし、必要性があるだろうというふうに思っているのですが、同意の主体のところの部分被害児童、保護者の同意が原則という形にした中で、万一公表しないで欲しいという意見があった場合に、私はどういう公表の仕方をするのかというのが今ひとつイメージが沸かなかったものですから、どなたか教えていただければというふうに思ったのですけれども。

## ○佐藤みのり委員

質問に答えられるとは到底思っていないのですが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインとか、上の1番の位置づけのところに書いてあるように、被害児童生徒、保護者の意向というのは、公表するかしないかを総合的に勘案する一つの要素だと思います。なので、その被害児童生徒保護者の意向がないから、つまり公表しないで欲しいと言われたから全く何も公表できないというのは私もどうかなと思っていて、最低ライン、プライバシーに関係ない学校への提言や教育委員会の提言の部分は公表できるというふうに考えるべきなのではないかという意見を持っています。それ以外のところで、先ほど大滝委員がおっしゃったように、事案の概要さえもわからない中で学校の提言と教育委員会の提言だけとなると、確かにどんな事案でこういう提言がなされたのかというところが不明になってしまうので、公表の意義がかなりそがれてしまうとは思っています。ではどこまでにするのかというのは、実質上これを運用していく上でも、公表版をどういう内容にしていくかということに関わってくると思うので、とても難しいのかなというふうに思っています。

## ○大谷委員

ありがとうございます。もう1点、小池委員に質問がありまして、横浜市が公表するという話のところは、逆に言うとその公表の意義のところの例えば再発防止であったりとか、やはりこの教訓にするというところを前面に打ち出すというところを目的にしているという意味で進め、とにかく公表するのだというような話なのでしょうか。

## ○小池委員

手元に横浜市の公表に関する答申というものがありまして、本文だけで25ページあります。保護者の意向が否定的である場合にどうかというところですよ。読みますね。

「被害者側の意向確認ないしは同意について。いじめを受けた児童生徒及びその保護者（以下「被害者側」という。）には、公表についての意向を可能な限り確認

すべきである。もっとも、必ずしも明確な同意がなければ公表しないとするものではなく、同意が得られない場合でも、少なくとも、調査により確認できたいじめの有無及び再発防止策については公表し、全ての調査報告書について公表版を公表することが望ましい。いじめ防止対策推進法の被害者救済の趣旨を考えれば、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切である。もっとも、被害者側の同意がなければ、調査結果について一切の報告ができないとすることは、公表の目的にかなわないと考える。いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無及び再発防止策について公表することにより、広く市民がいじめについて考える機会や資料を提供することになる。また、国のガイドラインでも、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」としているが、同意を要件とするまではされていない。なお、いじめの認定ができない場合でも、保護者との対応は十分だったのか等、考察の対象とすべき点があり得るので、やはり、公表する意義が認められると考える。さらに、提出された調査報告書のうちで、公表するものとししないものを分けた場合、その判断が恣意的になるおそれがあることも指摘できる。以上の検討から、被害者側の意向は確認すべきだが、同意を要件とまではせず、被害者側の意向も踏まえて、公表の内容を精査・限定し、あるいは工夫した上で全ての件について公表することが望ましい。」という提言に基づいて、実際にはどういう公表がなされているかということ、案件によっては…。

### ○金子副会長

前回公表版で配られている…。

### ○小池委員

はい、そうです。平成30年6月29日版のd小学校版のようなものがあって、「事案の概要（当該児童によるいじめが認められました。詳細については当該児童の保護者の意向により掲載しないこととします）」。調査結果についても、「当該児童に対するいじめが認められました。詳細については当該児童の保護者の意向により掲載しないこととします」。この後はもう再発防止策に入っていくという形で、要は、いじめのあるなしと再発防止策という形、最低限の公表というのがこういう形で横浜市は、運用されているということになります。お答えになりましたでしょうか。

### ○大谷委員

ありがとうございます。

佐藤みのり委員が言われたようなところも踏まえてという形なのかなと思いましたので。整理ができました。ありがとうございます。

### ○瀬高委員

先ほど私が事務局にああいう質問をしてしまったので、混乱させてしまったかなと。お詫びはしたいと思いますが、結局私は何が言いたかったかということ、ちょっと乱暴な言い方をさせていただくと、調査委員会は報告書を作った段階で基本完了だろうと思っていて、あとそれをどういうふうに利活用していくかというのは、私は教育委員会に一定程度ゆだねられて差し支えがないと思っています。だから当初一体誰が作るのかという、そういうスタートであったので、私はそう思って

います。ですので、妥当性等について、教育委員会と調査会がコミュニケーションする必要はもちろんあるとしても、最終的には何をどう使うかというのは教育委員会が判断してもいいのかなというふうに思っています。だからそれが再発防止策であったり、学校の対応であったり、あるいは社会的な評価を得るための活用の仕方という観点からそれはなされていいと思うのですけれども、結局同意ありきだろうというふうに私が勘違いしていたのは、公表の意義ということで4点挙げられたことを目的として達成するためには、何か宿命的にというか不可避免的にある程度のその事案に関する具体的な状況なり何なりを示さないと、この目的は達成できないのかなという若干イメージがあります。ですので、では保護者であるとか、ご本人方の同意を得るとは一体何に関して同意を得るかと言われれば、一定程度出てしまいますが、よろしいですかということなのかなと。要するに現場にいるものとしてはそういう感覚を持っています。ですから皆さんおっしゃる通り、それに関わらない部分というのはもう、設置者の判断で事例として扱うのは、同意がなくてもできると思います。ちょっとまとまらなくて申し訳ないですけど。ただ、きちんと公表の意義を達成しようとしたらどうしたって、ある程度の避けられない部分というのがあって、そこについて、よろしいですかと同意をいただくのがこの同意というものの持つ意義なのかなというふうには思っています。ですから、そもそも、それは表に出して欲しくないということがあるのだとしたら、公表というのが成り立たなくなるのかなというふうには少し気持ちとして、持っているところであります。だから、公表として使うのかあるいは防止策であるとか、先ほど小池委員が読んでいただいた、あれは的確かと思えますね。もうそこで終わり、あとは対応であるとか、必要なことが、要するに受け継いでいかなければいけない部分が記載されている、そういうやり方は妥当だと思いますし、そこに関しての一定の判断というのは教育委員会が請負ってもいい部分なのかなというふうに思っています。

もう一つ実は少し引っかかりがありまして、後で申し上げます。

### ○金子副会長

ですので、重ねてきた議論は事務局がとらえているものであると思いますので、そのまま結構だと思います。

では公表版の主体についても、先ほど、何名かの方から出たと思うのですが、その点については、皆さん方で、今言っておきたい内容等はございますか。

### ○静井委員

公表は学校設置者である教育委員会が行うのであれば、公表版を作るのは教育委員会がやった方がいいのではないのでしょうか。調査委員会は調査をするための機関だと思うので。調査機関に教育委員会は保護者の同意を得るまでを求めているのかどうかお聞きしたいのですけれども。

### ○事務局

先ほど小池委員が説明していただいたように、同意を得るための努力は精一杯やるべきだと思っていますが、得られないとしても、何らかの形での公表というのはありだと思えば、必ずしもその必要要件ではないというふうに思っています。

### ○静井委員

調査委員会が同意を求めるまでが、役割ではない。

## ○事務局

そこはもう、教育委員会でもよいと思っています。

## ○静井委員

わかりました。ありがとうございます。

## ○佐藤みのり委員

ちょっとだけ引かかったのですけれども、ちょっと戻ってしまうのですが、公表の意義のところ、二つ目のポチなのですが、学校及び教育委員会のいじめに関する対応について事案によっては社会的な評価を得るとというのが意義の一つに入るとは思うのですが、ただこれをもし何らかの形で提案というか書面に残した形になると、何というか、ある意味その社会的な評価を得るために公表する、必ずしもいつもいつも社会的な評価を得られる事案ばかりではなく、むしろ批判されることもあるかもしれないので、それでいてこの作成主体が学校設置者だというふうにもし前面に書くとすると、何かまるで学校設置者側が自分たちの保身ではないですけれども、自分たちが評価を得るために都合のいいところだけをつまみ取ったような形で出しているのではないかと誤解する人がいるととても困ると思うので、何かこの公表の意義を文書にもし残すのであれば、ここの部分はあえて書かない方がいいのかなとちょっと思います。

## ○小池委員

得ると書くとそういう解釈をする人がいるから、受ける。提言部分というのは当然学校や教育委員会に対する苦言が中心になるかと思いますので、名声を得ようとか正当化しようという内容にはあまりならないでしょう。おそらく、受けると書かれた方がよいのではと思います。

## ○佐藤みのり委員

その方がしっくりしますね。

## ○金子副会長

そのニュアンスできっと書かれたのでしょうけれども、良い方だけの評価を得るといふふうに勘違いされてしまうかもしれない。実は悪いとか、もっとしっかりしろという評価も受けるかもしれない。書きぶりですよね。

## ○小池委員

そうですね。

## ○金子副会長

よろしいでしょうか。

## ○佐藤みのり委員

はい。

## ○金子副会長

そういう部分については気を付けないといけないということですね。  
では公表版の主体等についてはいかがでしょうか。

## ○小池委員

はい。そうしますと、ちょっといろいろな論点と重なって、言っていてちょっとややこしくなっていますけども、少なくとも提言部分を公表するという点について反対意見というのはおそくないでしょう。あとは、事案の部分をどんなふうに出していくかというところが問題になってくるかと思えます。それが結局、同意とかという論点と当然絡んでくるのだと思えますけれども、確かに横浜市でd小学校の事案をみると、なんでこんな提言になるのかわからないということはあると。あと、もっとはっきり言ってしまうと、公表版ではない調査報告書を見ても、何でこんな提言になっているのかよくわからないものが結構あります。というのは、起きた事実が書いてあって、提言が書いてあるのですけれども、原因が書いてないという調査報告書が結構あります。そうしたことからすると、提言部分がなぜこう書かれたのかというところ、大事ではあるのですけれども、私たちが今まで書いたものもひっくるめて反省してみて、果たしてそれをなかなか実現するのは難しいのかなと思う部分もあり、また被害児童生徒保護者の意向というのも重視しなければいけないということを考えると、やはり同意を外して載せてよろしいというのは、明確に限定的にとらえておいた方が安全で、やはり公表版を作ったときに、いろいろな説明の仕方があると思えます。公表された時のリスクを強調したら出すのをやめようという方向になるかと思うのだけれども、そもそもの問題として、被害者側に公表されても、基本的にそんなに差し支えのないものを作っているわけですから、どちらかというリスクを強調するというよりは、リスクもあるけれどもこういう意義もありますよと、意義も述べていただいた上で、どちらかというリスクを強調して引っ込めてもらう方向で話をしてもらうのではなく、リスクも説明しつつ、意義もお話しして出す方向で説得していただくという方が、むしろ、実際の運用としてはいいのかなと。もう1回言ってしまうと、同意がなくても載せられる部分というのはやはりちょっと文章の上では限定的に書いておいて、その上でこのd小学校版では、概要も結果も完全に白紙ですけれども、なるべくこういう事態にならないように話をして、できるだけ載せる方向で話をしていただくと。ただそれでも、同意が得られない場合はやむなしという形に制度はしておいた方が、安全かなと。万が一に反して公表されましたと言って、訴訟とかになったとき、どの程度持ちこたえられるかというところ、ちょっと疑問なところもありますので、いろいろなガイドラインが保護者の意向尊重みたいなことを書いてある中でこのことになりますので、リスクの説明よりは、同意を得る努力に重点を置いていただいて、そもそもそんな変なものを作っているわけではないのですから、同意を得る方向で話をしていただくことに力点を置いていただいて、ただそれでも得られなかったら、提言部分以外はやむなしというところが良いのかなと。先ほど大滝委員が指摘された通り、被害者側にもいろいろな方はいらっしゃる。すべての被害者が適切に対応するなんてことを前提にして制度を作るわけにはいかないのであって、不適切な対応をする被害者側というのを想定する必要はあるかなと。それ自体はそのように思うのですけれども、では実際問題としてどんなふうな批判があり得るのかということになると、やっぱりまともな批判ということになると、私たちの報告書そのものを引用して、これはおかしいとやるしかないわけだから、基本その被害者自身が、公表す

ることなしに人々に受け入れられやすい批判というのは不可能ではないかなど。私たちが現実に何書いているのかというのを抜きにして、私たちの書いたことを批判するというのは、まともな批判としてはちょっと成り立ちにくいのかなと思うのですけれども。

### ○大滝委員

私たちの書いたものが一切どこにも出ないと、それらを全然触れないで、そもそもという形で言うてくる被害者がいるのではないかという話です。そうした時に、被害者の同意なしにいろいろな情報を出せないとすれば、個人情報もゆえに、これ、他市の例とか、最近のメディアのいろいろな例を見ていて感じるどころなのですけれども、教育委員会や学校の先生が何にも言えない中で、被害者のご家族の意向だけがずーっと一方的に出てくるのがあって、どうなのだろうなと思うことがあるということなのです。だからそれが正しい批判かどうかというよりも、本当にこんなに被害に遭ってつらい子がいて、その子を学校が見殺しにしたというふうな論調がバーって広まってしまふのをしばしば見ているような気がして、それでいいのかなと最近思っているということが私は背景にあるのですけれど。

### ○小池委員

そういうことになってくると、むしろ報告書云々というよりは、いじめ問題に対してその被害者がどんな発言をしているかという中で、要は事実に基づかないデマみたいなものが撒かれているような例もあるであろうという、そういうことが前提になってこようかと思うのですけれども、それは私たちの報告書の公表如何とあまり関係してこないようなところがあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。もちろんその方が訴訟とかに打って出れば、自治体側の反論という形で出しては行くことになるのでしょうけれども、それ以前の問題、訴訟とかにならない状況で、学校教育の対応がなっていないという言動をとった時に、それに対する反論と申しますか、それはデマであるということまで、この公表の制度に組み込まなくてもいいのかなど。デマを言うてしまう人はどんな枠組みを作ってもデマを言うてしまいますし、あとはそのデマがどの程度の信憑性があるのかというところは、やはり一定事実に基づいた議論がなされなければ、デマの信憑性というのは、そんなにはない。

### ○大滝委員

ちょっとここで議論することがどうかかわからないですが、デマと言えるかどうかかわからないですが、いじめ防止対策推進法でそもそもその生徒児童さんが傷ついたらいじめとみなすというのがいじめ防止対策推進法上のいじめではないですか。

### ○小池委員

一定の行為があって、行為で傷ついたら、ですから、行為が認定できなかつたら、いじめとしては認定できないです。

### ○大滝委員

でも好意で声をかけたりとか、行為をした人にとっては普通の動作だけれども、行為を受けた人にとっては非常に自分がいじめられた、傷ついたと思うことが、当然出てくるわけですね。だからそこを広く取っていると、いじめ防止対策推進法

上のいじめがあったにもかかわらず、学校の先生は何もしなかった、教育委員会も何もしなかったというのは、成り立つような気がします。デマというふうに見られないで。

### ○小池委員

実際問題としてそういう案件というのは多々あって、その中には、学校、教育委員会の対応が明らかに不十分なものもあれば、これはちょっと酷かなというふうな社会的評価を受けるものはあるのかなというところなのでしょうけれども、そこら辺は、この法律ができて、5年経ちましたけれど、大分こなれてきたような気がします。法律施行される前であれば、いじめと認定されただけで鬼の首を取ったかのような報道的なものがあったかと思えますけれど、今さすがにそれは少なくなっているかというふうに思います。いじめと認定されただけでそれで何かということにはなっていないし、判例上いじめと認定されたからもう過失であるみたいな判例ではないです。むしろ、いじめと認定されたからといって直ちには不法行為とは言えないという判断が定着してきているかと思えますので、その辺はちょっと新しい法律ができた中でぎくしゃくしたところはあったかと思えますけれど、大分落ち着いてきているのではないかなとは思っています。

### ○大滝委員

こんなところで繰り返すまでもないのですけれども、基本的には私はいじめというのができるだけなくなって子どもが傷つかないことを望んでいます。そのためこういう法律ができて、こういう委員会ができることは、大変良いことだと思っています。そういう機能をしていった方が良いと思っています。それはもう原則中の原則です。でも同時に、いじめたとされる人とか、その学校現場に加重な期待が寄せられたり、普通の言動が全部非常に批判されるというような状況にならないことを私としては願っているということで、この話を一応させていただきました。

### ○金子委員

よろしいでしょうか。時間の方が進んで参りましたけれども、この件について、回を重ねること4回が終了をいたします。大体、(1)については皆さん方のご意見が出揃ったと思いますので、もし、他にご意見なければ、一つ、答申の案をここで作っていききたいというふうに考えております。柳生会長は本日欠席ですが、私と柳生会長、事務局と相談の上で、案を作りまして、皆様方にはメールでお送りして、その場でご意見をいただくということで今後やっていきたいと思っています。そして最終案を作りまして、またこの場でそれを持ち寄ってその場で決めて、答申に向けていくというスケジュールで行いたいと思うのですが、それでいかがでしょうか。そのメールの中で十分皆さん方のご意見を言っていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

### ○小池委員

メールでなされた議論もこの公開の会議の場でお示ししたうえで最終的に決めていくような形は必要だと思いますので。

### ○金子委員

時間の制約がありますので、そういった形で皆様方のご意見を十分に反映したい

と思いますが、年度が変わって4月の後半から5月に開催できればというふうに考えておりますので、またその前に、事務局と相談して、答申の案ですね。それをまたお示しをしたいと考えております。よろしいでしょうか。

#### ○金子副会長

では次に、次第の2ですが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項に移りたいと思いますが、以降の会議はプライバシーに関する事項を取り扱うことがありますので非公開といたします。

#### ○事務局

それでは以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴の方はご退出いただきますようお願いいたします。

－ 傍聴人退室 －

## 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項

－ 非公開 －

#### ○金子副会長

それでは、事務局の方から最後に、お願いいたします。

#### ○事務局

金子副会長、ありがとうございました。次回の日程ですが先ほど金子副会長からございましたとおり、4月後半または5月の開催を考えております。近くなりましたら日程調整を行いますので、ご協力をお願いいたします。

以上で第4回いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。

どうもありがとうございました。